企第230号 平成21年7月29日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会 一 般 委 員 会 委員長 橋本雅博

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に関する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年5月29日に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に関 しまして、別紙のとおり、当協会としての意見を申し述べます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

別紙

金融商品会計の見直しに関する論点の整理 に対する意見

総論

1. IASBでは、G20首脳会合での要請を受け、金融商品会計の見直し検討を迅速化しており、測定と分類に係る基準については、7月の公開草案公表を経て、年末までに早期適用を認めるとのことである。

ついては、我が国における金融商品会計の見直しについても、測定と分類に係る論点を先行して検討するなど、IASBでの検討状況に合わせた対応を行っていただきたい。

2. 現在、IASBで検討されている金融商品会計基準の複雑性低減について我々は非常に関心を高めているが、本論点整理で紹介されている国際的な会計基準の動向とは既に異なった状況になっている。

ついては、本論点整理で示された内容に拘束されずに検討を行っていただいたうえで、我が 国の会計基準の具体案・定義案等を早急にお示しいただきたい。

例えば、以下の項目については、財務諸表に与える影響も大きいだけに、できるだけ早期に 我が国の会計基準の方向感をお示しいただきたい。

- 測定区分(保有目的区分)の見直しの方向性
- ■リサイクルの取扱い
- IASBが検討している「償却原価測定区分」を我が国で採用する場合に、当該区分に 分類可能とされるものの範囲や、除外される契約上の条件等の定義
- 3. 仮に、現在 IASB で検討されている内容に沿って基準化された場合、保険会社の財務諸表が 利用者にとって分かりにくいものになると懸念しており、それを回避するためには、
 - ■株式に限らず債券等についても幅広くOCⅠ表示を認めること
 - OCIで表示した評価損益についてリサイクリングを認めること
 - 株主配当、債券利息・償還損益等投資に関わる全ての実現損益を純利益に計上すること が必要であると考えている。各論点の詳細、及びその主張の論拠に関しては、以降の各質問 への回答と合わせて記載している。

論点整理の質問事項に対する回答

質問 1

金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

4. 金融商品の適切な定義や、金融商品の会計基準の対象に関しては、論点整理での今後の議論 における優先度は高くないとの認識に異論はないが、保険契約の会計(保険負債の評価)や 収益認識等、他の基準やプロジェクトとの整合性を確保していただきたい。

質問2

デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

なし

質問3

デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように 区分すべきですか。

【回答】

5. 測定区分については、55項に記載のある通り「損益情報の有用性に鑑みれば、我が国の金融商品会計基準の考え方に示されているように、保有目的(経営者の意図)及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めることが適当」と考える。測定区分の見直しは、財務報告の利用者及び作成者へ与える影響が大きいため、上記視点及び合理性や費用対効果を充分に勘案するべきである。

質問4

売却可能金融資産(その他有価証券)の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

【回答】

- 6. その他有価証券(売却可能金融資産)の区分の見直しについては、59項(3)に記載のある「負債の性質に見合った一定の運用を行なっている場合に、負債の会計処理に見合った資産側の会計処理とする」という視点を十分に踏まえた上で検討が必要と考える。保険会社の多くは、負債の会計処理に鑑み、保有する債券の大半を償却原価で評価しているため、財務報告の利用者に正しい情報を伝える観点からも上記視点はより一層重要と考える。
- 7. IASBでは、現在、保有目的による区分の廃止が検討されており、株式以外の金融商品については、OCIでの表示を認めない方向で議論されていると認識している。保険事業は、長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、保有する資産・負債の公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。「未実現の利益」を純利益で認識することは、保険会社のビジネスの実態を適切に表すことにはならない。そのため、貸借対照表(又は財政状態計算書)上では、資産・負債について公正価値で表示される

場合であっても、事業の損益は、純利益において適切に表示されるべきであり、株式以外の 金融商品についても、その評価差額を全額純資産に直入する取扱い(又はOCIでの表示) を可能とすることが必要であると考える。

- 8. また、IASBの議論においては、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない持分金融商品に関しては取得原価で測定する規定が、削除される方向性で検討されている。しかしながら、例えば、未公開株式の評価実務に関しては現時点で信頼性のある評価実務が必ずしも確立されておらず、作成者の実務へ与える影響が大きいことや、企業独自に測定した公正価値情報を財務諸表に反映することは利用者にとっても必ずしも有用な情報を提供しないことを鑑みると、本規定を継続的な取扱いとすることが望ましいと考える。
- 9. 「売却可能の分類を縮小、削除」する場合には、例えば、外国証券の為替差損益について、現行、その他有価証券の評価差額として全額純資産に直入する取扱いが認められている点に鑑み、これを継続可能な取扱いを検討することが望ましいと考える。なお、この点について、IASBにおけるIAS39号の見直しの議論においては、償却原価に分類される債券等についての為替変動は純利益に計上されると認識している。
- 10. さらに、IASBでは、OCIでの表示をした評価損益のリサイクリングを禁じる提案がなされているが、リサイクリングを許容しないと、包括利益に表示される損益のうち、純利益に表示されないものが多額に発生することになり、純利益の指標性を著しく損なうことになる。
- 11. また、現在、IASBが志向しているように、保険負債を含む長期の金融商品を現在価値で 測定し、その変動金額を純利益および包括利益の両方に表示することは、わずかな仮定の変 動により純利益および包括利益の両方が大きく変動するため、利用者の誤解を招く恐れがあ る。
- 12. このため、資産と負債の再評価について幅広くOCIとリサイクリングを認めることにより、 評価損益を含む全ての損益を表示する包括利益と、評価益を含まず適正な企業の収益力を表示する純利益に機能を明確に分け、異なる機能を有する2つの損益を利用者に開示することが利用者にとって有益な情報を提供することになると我々は信じている。純利益を価値ある指標として維持するため、リサイクリングは必要であると強く認識している。
- 13. IASBではOCIで表示する株式について、株価の変動だけでなく株主配当もOCIで表示することが提案されているが、このような取扱いは、純利益の性質を大きく変えるものである。我々は、純利益の位置づけを考えると、株主配当のほか、債券利息・償還損益を含む全ての実現投資収益は純利益に計上することが適切であると考える。

質問5

売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含める べきと考えますか。

【回答】

質問4に対する回答と同様。

質問6

公正価値オプションについてどのように考えますか。

【回答】

14. 現状、我が国においては公正価値オプションが無くともヘッジ会計が実効的に機能しており、ヘッジ会計の代替手段としての公正価値オプション導入の必要性があるとは考えていない。ただし、例えばヘッジ会計の代替手段として、仮に公正価値オプション導入を検討する場合は、適用に際し恣意性が排除されるよう、運用について的確なルールを示すことが不可欠であると考える。

質問7

保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更 に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。

【回答】

- 15. 保有目的区分が現行どおりに継続した場合でも、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」は当面に限らず今後も継続すべきと考える。債券に限らず、有価証券の保有目的は投資時に決定すべきであるものの、経済・金融環境、あるいは保有者の財務状況の変化により、投資後の保有目的は遷移する可能性がある。将来の不確実性による保有目的の変化を、投資時において予見することは困難であり、保有目的区分も保有者の意図に合わせて変更されるべきと考える。保有目的の変更による影響については、注記情報を充実させることで、財務報告利用者に誤解を生じさせない取扱いが可能であると考える。
- 16. さらに、実務対応報告第26号で認められているその他有価証券から満期保有目的債券への振替については、「稀な場合」に限らず認められることが望ましい。現行の国際的な会計基準では、この振替が「稀な場合」に限らず認められていることから、我が国の企業が国際的な会計基準を適用する企業との競争上、不利益を被らないよう、経営者の意思と能力の変更により「稀な場合」に限らず振替を認めるべきと考える。

質問8

特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の要件について、どのように考えますか。

なし

質問9

区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義(意思決定との関連性)と恣意性の排除(信頼性)のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

【回答】

なし

質問10

我が国の減損処理の基本的考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

17. IASBでは、OCIで表示する株式について減損を廃止することが提案されているが、減損の基準については別途検討が行なわれる予定であり、減損についてはこれから検討が深化していくものと理解している。

我々は、今後のIASB等における検討状況に応じて、適宜、その議論に貢献していきたいと考えている。

質問11

減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

【回答】

18. 国際的な会計基準において、減損損失の認識要件としての著しい公正価値の下落に関する数値的な目安はないが、財務諸表の比較可能性を確保するうえで、我が国の会計基準において、この目安は維持されることが望ましい。

我が国の会計基準において、減損の対象となる有価証券の時価が30%以上下落した場合の時価の回復可能性に関する判断基準は、企業に委ねられている状況である。この回復可能性の判断について、情報量・分析力・リスク管理体制等による企業間格差が生じることはあり得るが、この目安の設定により、比較可能性の確保が一定程度図られているものと考える。

質問12

減損処理後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

19. 有価証券に係る減損処理後の戻入れの要否を検討する場合には、固定資産等の減損処理に関する国際的な会計基準の動向を踏まえ、これらとの関係を整理していく必要があるのではな

いか。具体的には、減損処理後の戻入れのタイミングや方法等の考え方についての整理が必要と考える。なお、これに関して、有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法の選択適用の是非が派生論点として考えられる。

- 20. 国際財務報告基準において、持分金融商品に係る減損損失の戻入れが容認されていないのは減損損失の減少をその後の事象に客観的に関連付けられないためとされている。この点に関しては、過年度遡及処理における見積りの変更の取扱いとの整合性も考慮されていると考えられ、我が国での検討においても、過年度遡及処理の要否に係る考え方との関係を踏まえた検討が必要と考える。
- 21. 個別貸倒引当金の計上対象となる債権(貸倒懸念債権、破産更生等債権等)については、活発な市場が存在しないことから、企業の回収努力とそれに伴う一部回収等の経過状況、担保受入・担保価値の変動等の要因により回収見込み額が変動する。仮に、債権について減損処理を行うと整理され、減損処理後の戻入れが容認されなかったとすると、このような債権の特性を財務諸表に反映することが困難となることに留意する必要がある。
- 22. 我が国では、当初の約定に基づく元利金の返済が継続している先や、貸付条件緩和後の約定 に基づき返済が履行されている先に対する債権についても、保守的に未収利息を不計上とし ている場合があり、減損処理後の受取利息について、一律に元利のいずれかに充当すること を基準化することは適当ではないと考える。
- 23. 未収利息を不計上とした債権について入金があった場合、先に受取利息の計上が行われ、最終的に未回収の元本が残るときには、損失の先送りにつながるという意見があることが紹介されている。

当該債権に係る利息の支払いが正常になされた場合、会計期間末では経過利息の認識を行わずに入金日(の属する会計期間)に受取利息を認識することになるが、一方で、回収可能性にもとづき個別貸倒引当金を計上することにより、受取利息と貸倒引当金繰入額との間で適切に損益が調整されると考えられるため、元利の充当方法如何により損益に大きく影響を及ぼすものではないと考える。

質問13

複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

【回答】

なし

質問14

ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

24. ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについては、現状、事業活動において行なっている ヘッジについて、そのヘッジの目的と効果が適切に会計処理において反映されており、財務 報告の利用者及び作成者の視点からも、見直す点は無いと考える。

質問15

ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとすれば、どのような方法が適切と考えますか。

【回答】

なし

質問16

金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見 直す必要がありますか。

【回答】

- 25. ヘッジ会計については、ヘッジの目的と効果が会計上、適切に反映されていることが望ましく、現状において有効に機能している、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理については、合成後のキャッシュ・フローにより損益を認識する方が、取引の実態を適切に表し、有効性が高いものと考えられ、財務報告の作成者及び利用者の視点からも、見直す必要はないと考える。162項に記載されているが、「少なくともヘッジ手段とヘッジ対象の主な条件等が同一であることを前提に、非有効部分がなく、両者を一体として取扱う可能性を否定すべきでない」と考える。また、「ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定して決済時期までの間における価値変動のリスクを認める必要のないヘッジ手段については、そもそも公正価値で評価する必要がない」と考える。
- 26. 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理等の合成商品会計については、企業のヘッジ会計ニーズを満たすものとして、巷間幅広く利用されているものである。コンバージェンスの観点からの見直しの必要性は認識するものの、合成商品会計の見直しは、ヘッジ会計の見直しの議論とセットで検討されるべき問題と考える。拙速な変更を行なうことでヘッジ会計全体としてのバランスを欠くこととならないよう配慮が必要と考える。

質問17

ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

なし

質問18

ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の 観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

【回答】

27. ヘッジ会計の簡素化を検討する際には、167項に「ヘッジ会計の簡素化の意味するものの うち、ヘッジ会計の意義を従来どおりとした場合、対応すべきは実務の煩雑さと考えられる」 と記載されている通り、基準の簡素化に伴い実務の複雑性が増すことのないよう慎重な検討 が必要と考える。

なお、190項に記載されているように、「非有効部分が継続的に損益として認識されるのであれば、ヘッジ有効性の要件を若干緩和しても、ヘッジの効果を適切に示さなくなる可能性は少なく、財務諸表利用者を誤解させるおそれは少ない」と考えられることから、事後的な有効性判定の廃止又は緩和を検討すべきと考える。

28. 我が国の現行の会計基準には明記されていないものの、実務上、合理的な理由に基づいたヘッジ指定の取消しによるヘッジ会計の中止は認められている。

例えば、株式のように保有期間が明確ではない資産の価格変動リスクについてのヘッジとしては、一定期間を想定したものを実施することがあり、この一定期間経過後の相場が当初想定された範囲を上回る場合等、ヘッジの継続の必要性がなくなることが考えられる。 このように、実務上、合理的な理由に基づいたヘッジ指定の取消しによるヘッジ会計の中止

に対するニーズは存在するため、企業による恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制した上で、 国際的な会計基準と同様に我が国の金融商品会計基準等においてもその取扱いについて明記 すべきである。

29. 部分ヘッジについては、金融商品実務指針150項にて記載があるが、具体的な取扱いは明記されていないため、様々な判断の余地があり、実務上、不都合が生じている。ついては、部分ヘッジの利便性向上の観点から、適格要件等を明確化するべきと考える。

具体的には、部分ヘッジとして、金額の一定割合や一定数(株数・口数)をヘッジ対象とすることが想定されるが、我が国の会計基準では、同一銘柄の有価証券について保有目的区分ごとに売却原価の計算を行うことが求められているのみで、部分ヘッジを行った場合の現物資産の売却原価の計算について、ヘッジ部分と非ヘッジ部分の簿価を分離する必要があるのか等、その取扱いについて不明瞭な点が多いと思われる。この部分については、財務諸表の比較可能性を確保する観点からも、再度の整理が必要と考える。

質問19

他に、どのような改善の可能性があると考えますか。

なし

質問20

包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

30. 我が国の金融商品会計基準では、214項に記載の通り、株式ポートフォリオは一般的に包括ヘッジの対象とはならないとされているため、株式ポートフォリオをヘッジする際は、個別ヘッジの組み合わせをとらざるを得ず、実務上、不都合が生じている。従って、218項にも記載されているが、ヘッジ会計を商品ポートフォリオに適用する柔軟性を高め、ヘッジ会計の定めが自社の経済的リスクの管理方法を反映すべきと考える。

質問21

ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

なし

以上